

「第66回女性に対する暴力に関する専門調査会」議事録

○辻村会長 皆様、おはようございます。

ただいまから、第66回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催させていただきます。

本日、御欠席は根本委員と森田委員の2名でございます。その他の委員の方々はおそらくでございます。

本日は、報告書案の検討を行う予定にしております。まず初めに、事務局より配付資料について説明いただき、その後、報告書の内容について議論してまいりたいと思っております。

では、畠山室長、よろしくお願ひいたします。

○畠山室長 皆様、おはようございます。お集まりいただきまして、ありがとうございます。

まず、本日の資料を確認させていただきます。

資料1 「報告書案」

資料2 「報告書の参考資料案」

資料3 前回第65回の議事録で資料は構成されております。

万一、不足等ありましたらお知らせいただければと思ひますけれども、よろしゅうござりますでしょうか。

それでは、中身の方を御説明させていただきます。

前回、6月4日の会議におきまして、報告書の素案という形で、委員限りの資料をお配りしております。この素案に対しまして、6月4日の会議の当日にも議論いただきまして、また、その後にも委員の皆様からさまざまなコメントをいただきました。お忙しいところ、関係の論文でありますとか、書物でありますとかも含めて御紹介いただきましたことも併せて、お手数おかけしましたことにおわび申し上げます。

その後、各省庁に示す手続も経ました。事務局としても、書いてあることが内容がわかりやすくなっているのかという観点からも手直しをして、必要な修正を行いました。そういう段取りを経まして、現在御覧いただいている「報告書案」として作成したものでございます。

なお、資料の取扱いにつきましては、前回の素案は委員限りという整理でございましたけれども、今回はそうした整理ではなく、この会議終了後、公表という整理でございます。

以下でその内容を、前回からの主な変更点を含めて説明させていただきたいと思ひます。若干長くなるかもしれません、御容赦いただければと思ひます。

まず、構成でございますけれども、基本的に前回と同様でございまして「はじめに」がありまして、その後、第3次計画第9分野の性犯罪への対策の推進に沿った構成として、「I 性犯罪への厳正な対処等」、「II 被害者への支援・配慮等」、「III 加害者に対する対策の推進等」、「IV 啓発活動の推進」となっております。今回「おわりに」を作成してございます。ローマ数字のそれぞれの項目ごとに最初にその項目の検討に当たっての視

点、問題意識などを記載していることも前回と同様でございます。

続きまして、内容の方ですけれども、まず「はじめに」の部分が3ページ程度ございます。「はじめに」につきましては、前回の素案に対してさまざまな御指摘をいただいたところでございます。また、先ほど御説明しましたとおり、事務局としても表現ぶりを見直すなど行った結果、かなり大きく内容も変わってございます。

「はじめに」は、この専門調査会といたしまして、性犯罪対策についての基本的な考え方、今回の調査検討の基礎となるものを示すところではないかと考えております。そうした考え方から、かなり基礎的な事項も含めて記載しておりますため、ややボリュームを持った中身になっているものと思います。

内容を御説明しますと、1段落目におきまして、女性に対する暴力対策についての基本的な考え方、2段落目でその中でも性犯罪の基本的性格を改めて整理した上で、3、4、5、6段落目で性犯罪対策の基本認識を述べております。7段落目と8段落目、1ページから2ページにまたがる部分につきましては、性犯罪対策の近時の動向を述べております。2ページ目の「男女共同参画の観点から」から始まる段落からは、これまで性犯罪対策につきまして、男女共同参画の観点から行ってきました施策あるいは犯罪被害者等基本法等関連する施策について述べております。それを踏まえまして3ページの部分で今回の調査検討の経緯ととりまとめの考え方を記載してございます。

次に4ページ「I 性犯罪への厳正な対処等」でございます。ここにつきましては、2つのパートからなっております「1 関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進」と、「2 各種の性犯罪への対応」から成り立っております。前者の方の中に「(1) 強姦罪の見直し」についてと「(2) 証拠の採取と保全」の2項目があります。

まず、Iの柱書きの「女性に対する暴力は」で始まる部分でございます。ここは基本的には構成は前回の素案とそれほど変わっておりませんが、性犯罪被害が身体的のみならず長期に及び得る精神的なダメージを負うこと、とりわけ若年層への被害が問題であること、暗数が多く、継続化、深刻化の懸念があること、社会的な問題として整理し得ることなどを記載し、性犯罪への厳正な対処に強力に取り組む必要性について記載したものでございます。素案段階と比べますと、1段落目に、いただいた御指摘を基に望まない妊娠・出産等への対応についての記載を追加するなどの修正を行ってございます。

続きまして「1 関連諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進」、「(1) 強姦罪の見直し」、5ページの部分からです。「(1) 強姦罪の見直し」につきましては、すぐ下の(1)の柱書き的な部分のところに、素案段階に比べますと、3次計画で記載された内容などの追加を行っております。

5ページの中ほど「① これまでの取組」のところでございますけれども、平成16年にこの専門調査会が意見をとりまとめたこと等を記載しておりますが、それに加えまして近年における告訴期間に関する取組、集団強姦罪の創設などの取組について記載を追加しております。

「② 検討内容」として、「ア 非親告罪化」から「カ その他」まで6項目がございます。5ページ下の方、非親告罪化につきましては、ここも素案段階から表現ぶりも含めまして変更を行っております。

内容を簡単に説明しますと、被害者保護のため親告罪とされている強姦罪ですけれども、被害者保護の観点からは告訴を行うかどうかという重い判断が被害者に求められること、また、告訴取消し要求が厳しくなり、その対応は被害者にとって負担となり得ること等から、親告罪であることが被害者保護につながらない面があることを述べています。

また、低年齢等で主体的判断が難しい者等が被害者である事案、特に告訴権を有する親等法定代理人が加害者の立場に立っているような場合についての告訴判断についての懸念、あるいは強姦による被害を不名誉とすることの現在的な妥当性、また、強姦致死傷や集団強姦など、親告罪となっていない性犯罪との整合性等の観点からの見解がございました。

また、厳正な対処を図る観点からは、親告罪であるため告訴がなければ訴追されず、被害が潜在化する恐れがある旨の見解が示されていることを記載しております。

また、韓国におけるいわゆる反意思不罰罪と呼ばれるものが参考となり得るということも追加してございます。

こうしたことを踏まえまして、非親告罪化が有意義であるとの見解が多く見られた旨を記載しております。

一方で、現行制度で告訴取消を選択する被害者の権利行使への影響への留意の必要性の見解についても追加して記載してございます。

続きまして、7ページ「イ 性交同意年齢の引き上げ」でございます。いわゆる性交同意年齢を現行の13歳未満というものから引き上げることについての議論でございます。ここも御指摘もいただきまして、また、わかりやすくする観点からの修正、整理を行ってございます。

改めて内容を御説明いたしますと、まず、引き上げるべきとする考え方として、性的自由に対する罪が通説となっている強姦罪について、13歳以上であれば自発的かつ真摯に性交について合意をなし得る年齢と言えるのかという見解、あるいは最も被害が多い年齢層の法的保護を厚くすべきといった見解が示されたことを記載しております。次に、引き上げの水準として、国内法での刑事責任年齢、改正刑法草案での14歳という水準を記載してございます。

一方で、性的自由の罪としての位置づけとは別に、低年齢層を保護するという観点から罪の位置づけを求める見解、段階的な制限を設けるべきといった見解を記載し、総括的に一定程度引き上げる方向性に意義があるという見解が多く見られた旨記載しております。

一方、青少年の性行動の実態を踏まえる必要性についての見解を追加しております。

次に8ページでございます。構成要件の見直しの中で、暴行または脅迫を用いての要件についてでございます。ここもかなり変更がございます。

まずは、判例・通説における考え方を記載し、それを基にこの要件を見直し、取り扱う

べきとの観点から、恐怖などを理由に抵抗を示さなかったが同意はないと考えられる姦淫の場合でも厳正に対処し得るよう、この要件の見直しは必要ということや、性的自由に対する罪を突き詰めれば、同意の有無のみを構成要件とすることが必要、また、加害者への立証責任の転換を求める見解などを示しております。

一方で、この要件を取り扱い、同意のみを要件とすることはかえって立証困難性が高まり、被害者保護につながらないとの見解、強姦罪との関係でこの要件を取り扱えば、法定刑を引き下げざるを得ないと考え方が生ずる可能性についての見解も記載してございます。

続きまして「エ 構成要件の見直し（指導的立場にある者、保護する責任のある者からの行為の加重刑罰等）」でございます。

内容面での大きな変更はございません。これまで男女共同参画基本計画により取組がなされたものの、親族や教師による犯罪が大きな社会問題となっている状況が認められ、顕在化を図るために、後に述べる取組を着実に進めることが求められる旨記載しております。

続きまして、構成要件の見直し、「女子に対する」「姦淫」の部分でございます。ここも前回のこの会議で御議論がございました。また、その後も御意見いただきました。「女子に対する」要件につきましては、ニュートラル化すべきとの見解の理由を詳細に書いております。具体的には、強姦罪の保護法益として通説である性的自由の理念は両性共通と考えられる。また、男性被害への厳正な対処につながることから男女を問わずニュートラル化することに意義が認められるという見解の一方、現実に性犯罪の多い女性に対する保護の必要性の観点も引き続き考慮すべきであるとの見解も記載してございます。

次の 10 ページの「カ その他」のところですけれども、法定刑の引上げについての問題意識を追加して修正しております。

強姦罪の見直しのところの最後ですけれども「③ 強姦罪の見直しの今後について」というところでございますが、この専門調査会の調査検討の基本的姿勢を明記するなど、表現の追加変更を行っております。

続きまして、10 ページ中ほどから下「(2) 証拠の採取と保全」でございます。10 ページから 11 ページにかけまして、記載する場所の変更等の表現の修正などを行いました。

性犯罪の性格上、証拠保全が重要となること、採取した証拠を長期間適正に保全する対策の必要性を記載しております。また、医療機関における証拠保全の重要性についても記載しております。

「① これまでの取組」ですけれども、各都道府県警の取組、産婦人科医会等とのネットワークについて記載しております。

「② 検討内容」では、被害直後の証拠の採取のため、警察官と医療関係者を対象とした研修やマニュアルの作成等で、証拠の採取・保全を行うことができる人材、機関を養成する必要性を記載しております。

また、後日証拠として活用できるよう、被害直後の証拠採取の必要性について記載され

ておりましたけれども、これに加えて裁判に際し、証拠として利用できるための早急なルールづくりの検討が求められること、また、アメリカで行われております性感染症病原体DNAを証拠として採用できる手法を参考にすべきであることも記載してございます。

続きまして、12ページ「2 各種性犯罪への対応～指導的立場にある者等による性犯罪の防止等」でございます。12ページから13ページにかけましては、指導的立場にある者による性犯罪の被害は深刻な事案が見られるとの記載において、職場についての記載を追加しております。また、親密な関係にある者による性犯罪の問題について記載しておりますけれども、その後に知的障害を持つ被害者のケースの問題点についても記載しております。

「① これまでの取組」ですけれども、学校における教育相談体制の充実、厚労省における医療機関に関する相談窓口の設置を促進している旨の記載に加えまして、障害者である被害者について、いわゆる障害者虐待防止法が本年10月に施行されることによる取組、セクシュアル・ハラスメントの取組を追加しております。

次に「② 検討内容」につきましては、やや素案からの変更点が多くなっております。

まず、教育現場での被害につきまして、学校内で専門知識のない管理職員のみで対応することは潜在化につながる恐れがある、教育委員会による適切な調査が求められるということとともに、再発防止対策に当たって弁護士等専門家の知見を得る旨の内容を記載しております。また、懲戒免職となった教員の再就職の仕組みづくりについても記載しております。

次に、家庭内の犯罪では、子どもと直接接する施設で相談しやすい環境を整備するための研修・広報の実施について記載し、新たに配偶者暴力相談支援センターにおいて、子どもの性犯罪を把握した場合の児童相談所等との連携対応について追加指摘しております。

更に、児童・生徒に対しても啓発の必要性を記載しておりますが、性犯罪被害の認識のない者への教育の必要性も追記してございます。最後に、被害を受けた児童・生徒についての学習支援について記載しております。

続きまして「II 被害者への支援・配慮等」ということでございます。

ここも「1 ワンストップ支援センターの設置促進等」、「2 被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進」、「3 診断・治療等に関する支援、専門家の養成等」から成り立ってございます。

まず、15ページの4行目「性犯罪は」から始まる部分ですけれども、ここは大きな変更はございません。改めて内容を説明しますと、これまでのパープルダイヤルの実施結果や男女間における暴力に関する調査といったデータを引用し、被害が潜在化していることを記載しまして、長期にわたる支援が必要であること、性犯罪被害者のニーズに寄り添ったきめ細かな施策の必要性を記載しております。

15ページ下の方「1 ワンストップ支援センターの設置促進等」の部分ですけれども、まず「① これまでの取組」のところで、大阪の「S A C H I C O」の事例、愛知の「ハ

ートフルステーション・あいち」の事例を記載しておりましたけれども、これに加えまして「性暴力救援センター・東京」の取組を追加しております。また、内閣府共生社会政策担当作成の「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの開設・運営の手引」に係る部分、第2次犯罪被害者等基本計画に記載されている取組、警察における事例について紹介しております。

「② 検討内容」のところでございますけれども、まず「ア ワンストップ支援センター」と「イ 関係機関のネットワーク」の2つに分けました。

「ア ワンストップ支援センター」では、心身回復を図るために早期対策を行うことが有効であるとともに、中長期的な生活支援も視野に入れた支援を行うことが求められることについて記載を加えております。

また、手引に基づく取組の必要性、費用負担についての問題提起、ワンストップ支援センター等に携わる関係者の、被害者のプライバシー保護の必要性などを引き続き記載しております。

韓国の取組の内容について書き加えた上で、それを参考にすべき旨を記載しております。

次に「イ 関係機関のネットワーク」ですけれども、ここは被害直後の急性期対応にとどまらない取組を記載しております。中長期にも及び得る専門的支援の必要性を述べ、そのための地方公共団体が果たすことが望まれる取組について記載し、その後の部分で支援体制整備等を図るための組織として、男女共同参画センターに加え、犯罪被害者支援団体についても記載し、また、必要があれば婦人保護事業、一時保護等による自立支援措置を活用することも併せて記載しております。

続きまして、「2 被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進」。ここは「(1) 捜査・裁判手続等における性犯罪被害者の負担の軽減」と「(2) 二次的被害防止のための取組」の2項目からなっております。

まず「(1) 捜査・裁判手続等における性犯罪被害者の負担の軽減」につきましては、19ページの上から2段落目「一方」から始まる段落の最後に、被害直後に女性警察官の対応が求められる旨追記しております。

また「① これまでの取組」、19ページ中ごろでは、警察での女性警察官の配置、活用の取組、被害者専用の事情聴取室、専用車両等の整備、公判段階でのビデオリンク方式の導入、法テラスによる弁護士の紹介の仕組みなどを記載しておりましたけれども、被害者等通知制度についての取組の内容をやや詳細にしております。

「② 検討内容」ですけれども「ア 捜査・裁判手続における負担軽減」ですが、内容の追加、修正を行っておりまして、警察の事情聴取の軽減、また、事情聴取に当たって支援員や弁護士が付き添うことによる負担軽減について記載をしております。

また、被害者への刑事手続についての周知を図るとともに、事件の進捗状況等の報告の充実の必要性について記載されておりましたけれども、加えまして、被害者が児童である場合の聴取技法の検討、普及の必要性を追加しております。

なお、裁判員裁判につきましては、その見直しの際に性犯罪を対象とするか否かを取り上げなければならないとの問題意識が示された旨追加しております。また、レイプシールド法に関しても記載を改めてございます。

続きまして「イ 弁護士による支援の充実」、21ページですけれども、性犯罪被害者支援に精通した弁護士、特に女性の弁護士の依頼しやすい環境の整備、弁護士への研修、啓発活動について記載しておりましたが、女性弁護士の全国への配置の重要性を記載し、その点関係者の努力が望まれる旨記載しております。

「(2) 二次的被害防止のための取組」、21ページの後ろの部分ですけれども、22ページの「② 検討内容」を中心に変更を行っております。

公判において、過去の性体験について関係なく尋問されることなどによる二次的被害の可能性についての見解を記載しておりましたけれども、加えまして警察官、検察官、裁判官、弁護士等の研修の充実が必要である旨記載し、また、レイプシールド法についても述べつつ、訴訟指揮権の行使、尋問者の配慮等で対応することも適当である旨記載しております。

22ページ「3 診断・治療等に関する支援、専門家の養成等」です。ここも2つ項目がございます。まず「(1) 医療機関における支援体制の整備等」でございます。22ページのところですが、医療機関の被害者支援に係る問題意識を記載しておりますけれども、医療機関に先に行った被害者が1人で問題を抱え込むことになる恐れを追加的に記載しております。また、被害直後に医療機関を受診しない場合には、有効な証拠採取への支障になるとともに、予防的治療等の措置が手遅れとなることがある旨記載し、専門的知識と技能に裏づけられた支援の重要性を記載しております。

「① これまでの取組」では、医療機能情報提供制度の現状について、また「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」といった取組について記載しております。

「② 検討内容」では、性犯罪捜査証拠採取セットが常備されるような取組を図ること、医学部教育研修について性犯罪被害者への処置を習う機会を設けること、専門的知識・技能を持った看護師の養成、活用について、PTSDの療法を行う専門家の養成、医師、医療情報提供の一層推進などを記載しておりましたけれども、性犯罪に関する技能・知識を備えた看護師養成として、NPO法人での性暴力被害者支援看護師の養成についての記載を追加したほか、性犯罪被害者への対応可能な医療機関を検索できるものもなく、ネットワークづくり、医療機能情報提供制度のさらなる活用について記載を追加しております。

24ページ「(2) 医療費の公費負担制度の統一的運用の徹底」です。医療費の公費負担制度の運用につきまして、若年者が多い被害者にとっての償還払いについての問題意識を記載し「② 検討内容」では、HIVなど性感染症の診断のためには再診が必須であり、再診時の診療払いを必ずしも確保されていないことを記載し、また、要件統一や充実の必要性とともに、地方公共団体においても費用負担を検討するということについて記載をしております。

続きまして、25ページ下の方の「III 加害者に対する対策の推進等」です。これにつきましてはそれほど大きな変更はございません。

加害者の再犯者率が高い等、加害者対策の必要性について述べ「① これまでの取組」では、警察における「子ども対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度」、法務省の「性犯罪再犯防止指導」、「性犯罪者処遇プログラム」の取組を紹介しております。

「② 検討内容」のところでは、取組が開始された再犯防止措置について、その徹底、検証、見直しの必要性を記載し、メーガン法に関しても御発言を紹介しております。

最後に「IV 啓発活動の推進」、26ページですけれども、メディアに対するものも含めた啓発活動の必要性を記載しております。「① これまでの取組」のところでは「女性に対する暴力をなくす運動」等について追加しております。

「② 検討内容」につきましては、文末の表現を言い切り形にするなどの修正を行うほか、メディアの役割を記載する中で、記者に対する研修で性犯罪を取り上げるなど、啓発の必要性を記載しております。また、メディアの女性参画拡大についてもやや詳細に記載しております。

最後の29ページ「おわりに」というところでございますけれども、これは素案の段階になかったものですけれども、性犯罪対策に係る今後の専門調査会のスタンス、とりまとめ内容が国民意識の高まりに寄与するものとなることについての期待について記載しております。

以上が資料1についての御説明でございます。

続きまして、資料2の「報告書の参考資料案」につきまして、引き続き御説明させていただきたいと思います。

まず「1 男女共同参画関係」、目次に書いてございますけれども、この4つの資料につきましては基本的な資料であります、最初の資料はこの専門調査会の今回の委員の皆様方の名簿、2つ目は開催状況、3つ目としましては、平成22年の第3次男女共同参画基本計画における関係する部分の抜粋、4つ目は、「『強姦罪』に関する男女共同参画の視点からの記述」としまして、平成12年7月の当時の男女共同参画審議会の答申、同じ年の男女共同参画基本計画、平成16年3月の当専門調査会の報告、平成17年第2次、平成22年第3次の男女共同参画基本計画の中身。以上を記載しております。

次に、11ページから「2 関連法令・計画」という部分でございますけれども、11ページから性犯罪に関する法令としまして、刑法の関係部分や児童福祉法、あるいは児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律、また、条例としまして迷惑防止条例、青少年保護育成条例の例などをそれぞれ抜粋して記載しております。

2つ目、18ページのところからですけれども、犯罪被害者等基本法を記載しております。

23ページからは平成23年3月に閣議決定されました、第2次犯罪被害者等基本計画の関連部分の抜粋を記載しております。

次に「3 関連統計」というくくりでございます。42ページからでございます。

42ページから始まるところは、配偶者暴力等被害者支援緊急対策事業、昨年行った、いわゆるパープルダイヤルの集計結果から抜粋を行っております。

続きまして、49ページのところですけれども、平成23年度の調査結果をとりまとめまして本年4月に公表いたしました、男女間における暴力に関する調査の結果のうち、異性から無理やり性交された経験のデータを記載しております。

主な内容としましては、49ページですけれども、異性から無理やり性交された経験の有無、50ページのところは加害者との面識の有無、53ページになりますけれども、上の表として相談をしたかどうかというデータ、下の方はどこに相談したかというデータ、54ページの方では相談しなかった理由などが記載されております。なお、これにつきましては、前回もお話をありましたけれども、データは女性のみということで対象となっております。

続きまして、56ページからは強姦・強制わいせつに関する統計でございまして、56ページからは警察庁のデータでございます。

56ページが強姦、強制わいせつの認知と検挙件数、57ページは被害者の性別、年齢で、ここでは未成年の被害者の比率が高いことがうかがわれます。また、被疑者と被害者の関係についての検挙件数ベースでのデータ、被疑者の性別、初犯か再犯か、児童虐待事件の検挙件数のデータなども記載してございます。

続きまして、59ページからは法務省のデータでございます。

59ページは強姦罪・強制わいせつ罪の起訴・不起訴の状況であります、不起訴になつたもののうち告訴取消しによるものの割合などが示されてございます。60ページは強姦致死傷、強制わいせつ致死傷の起訴・不起訴のデータでございます。61ページは量刑の推移でございまして、強姦罪の量刑の推移を強盗罪の量刑の推移と比較するような形で上下に載せてございます。

62ページは、裁判員裁判の対象となった性犯罪の量刑の推移ということでございまして、63ページにつきましては、最高裁のデータを基に法務省が作成いたしました強姦罪等の性犯罪の有罪率のデータを記載してございます。

続きまして、64ページからの「4 関連資料」でございます。

まず、64ページからは強姦罪等に関する最高裁の判例でございます。最初の判例は強姦罪の性格に関連する判例でございます。2つ目の判例は、福岡県青少年育成条例事件などと呼ばれる事件につきまして、13歳以上の性的行為についての青少年を保護する立法と刑法との関係を述べたものでございますが、実は2つ目で引用した部分は、判例の中の補足意見の部分でございます。その旨注記しておりませんが、公表する際には注記したいと思います。3つ目と4つ目につきましては、暴行または脅迫要件についての判例でございます。

65ページ、昭和28年6月の判例は、強姦罪を当時の表現でいうところの「婦女」に限つてのことについての判例でございます。次の判例は、児童福祉法の「淫行」についてでございます。最後の判例は、先ほども御紹介したもので、福岡県条例の「淫行」について

の判例でございます。

66ページは、改正刑法草案の関連する部分を抜粋したものです。

67、68ページは、国際機関からの勧告等のうち、関連が深いものについて抜粋して記載したものであり、67ページは2008年の国連自由権規約委員会の最終見解、68ページは2009年の国連女子差別撤廃委員会の最終見解でございます。

69ページからは、外国制度に関する議事録でございます。今回の検討事項に関しまして、専門調査会で御発表いただいた中で、外国の事例について紹介された方の発表内容につきまして、議事録から抜粋して記載しております。

69ページからは第63回で慶應義塾大学の太田先生が紹介されました、韓国のいわゆる反意思不罰罪についての御紹介、71ページからは第61回での東洋学園大学の宮園先生のフランス、イギリス、ドイツの強姦罪についての御紹介、73ページの中ほどは第62回におきまして木村先生に御発表いただきました強姦罪の暴行、脅迫要件に関連したイギリスの事例の御紹介、その下は先ほど同じ第63回の太田先生の韓国ワンストップ支援センターの御紹介です。

最後、78ページでございますけれども、こちらは小木曾先生に御発表いただきましたアメリカのメーガン法と再犯防止策等についての御紹介でございます。

続きまして、82ページからは、諸外国における性犯罪に関する規定でございます。これにつきましては、2008年に法務総合研究所が報告した資料を基に作成したもので、フランス、ドイツ、イギリス、アメリカの4国について整理したものでございます。

90ページは、韓国のワンストップ支援センターにつきまして、今年の犯罪被害者自書から抜粋したものです。

91ページは、メディアにおける女性の割合のデータでございまして、民間放送の全従業員に占める女性の割合以外につきましては、おおむね増加傾向にあることは読み取れるものとなっていると思います。

最後、92ページから3枚ついておりますものは、諸外国におけるメディア分野への女性の参画状況のデータでございます。

以上で、資料2の参考資料についての説明を終わらせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございました。比較的詳細に御説明いただきましたが、これから、この報告書案と参考資料案の内容について御議論いただくことになります。本日の会合で御発言いただきました内容、あるいはその後追加的に御提案いただいた内容などを基にしまして、来週7月9日の調査会でその内容をできれば確定したいと考えております。

また、これまで前回から今日に至るまで、たくさんの団体等から各種の要望書等を送つていただいておりまして、すべてこれらは委員の方々にもお送りしております。皆様もそれを御検討いただいたものと思いますので、これらも踏まえて、本日の段階で追加していただくということも可能かと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、時間が1時間程度はございますので、最初から見ていきたいと思います。

まず、報告書のタイトルがどこにも記されておりませんので、それを事務局の方で御紹介ください。私ども調査会の所掌事項は女性に対する暴力全体でございますけれども、その中で今回は性犯罪のところに重点を置いて報告書を作成するということでございますので、それがわかるようなタイトルにする必要がありますが、タイトル案はどうなりますか。

○畠山室長 すみません、その部分につきましては、資料としておつけしておらないのですけれども、私どもの現段階の案としましては「『女性に対する暴力』を根絶するための課題と対策 性犯罪への対策の推進」という表題を予定してございます。

○辻村会長 サブタイトルのところで「性犯罪への対策の推進」ということですね。この線で、御意見があればそれもいただくということでおろしいですか。

○畠山室長 結構です。

○辻村会長 それでは、タイトルと「はじめに」のところから検討していきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

「はじめに」のところでは、私の方から意見を申し上げたいのですが、皆様方が書き加えてくださったのでだんだん膨らんできていたり、あるいは入れ替えたりしているのですが、一見いたしまして、全体として構成がわかりにくくなつた点があると思いますので、整理をしていただく必要があると思いました。

すなわち、最初の段落は第3次計画で暴力の問題、とりわけ性犯罪のことが書かれており、2ページの2段落目の前の空白以降はこれまでの経緯が書かれております。この報告書のことは3ページの上の段落でこの報告書をとりまとめることで、報告書の内容については余り書いていなくて2行で終わっているということでございます。

これにつきましては、私の方で少し提案がございます。今のように3パートに分かれており、最初性犯罪のことを取り上げるんだということの基本方針を2ページの第1段落まで書いてございますので、そこまでの1行空きのところを取っていただいて、そこまでを一まとめにして、次の経緯の部分を3ページの第1段落までをずっと間に1行空けないでくっつけていただいて、3パートからなっているというように仕上げてはどうかと思います。

第3番目の報告書についてのパートでございますけれども、過去の報告書を拝見しまして、平成16年に「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」という報告書が出ておりますが、その「はじめに」などでは、報告書の強調点を項目として書きこんで、「本報告書がその実施に移されることを期待する」という書きぶりになっております。3ページの第1段落の次の空白のところに、この報告書では何について主に検討しているとか、あるいは強調しているということを書き込むことで、100ページ近くあります報告書の主要なポイントを書くのが良いと考えました。

事務方にもその点を確認いたしましたところ、回答をいただいたのが3つぐらい。

○畠山室長 3つぐらいかなと思います。

○辻村会長 もし書くとすれば、本報告書で強調した点を確認していただけますか。

○畠山室長 当然のことながら、全般重要な話ではあるのですけれども、中身等も考えまして、特に強姦罪の見直しの部分、目次で申し上げますとⅠの（1）の部分、Ⅰの2の指導的立場にある者等による性犯罪の防止等の部分、Ⅱの1のワンストップ支援センターの設置促進等、こういった辺りが特に御議論いただいた部分も多かったということもあり、その3つぐらいが重点と申しますか、そういうことになるのではないかという感じはいたします。

○辻村会長 そうしますと、強姦罪の見直し、指導的立場にある者等による性犯罪の防止、ワンストップ支援センターの設置促進等の3つを列举して、ここに重点を置いてまとめているとか、そういう書き方にするのですか。

○畠山室長 議論が多くなされたとか、書きぶりは「というものとなっている」とか、重点でもいいかもしれません。

○辻村会長 「重点を置いたものとなっている」ということでしょうか。ここは非常に重要なところで御意見をいただければと思います。と申しますのは、この「はじめに」はずっと通して読みますと、ばらばらといろいろなことが書いてあって、まとまりのないイメージがありますので、少しその段落を区切ると同時に報告書の要点を前にぱんと出した方がいいのではないかというのが私の印象でございますが、この点いかがでございましょうか。

どこに重点を置くかというのは非常に重要なところですから、そこについても今の3つでよろしいですか。もちろんほかのところもすべて重要なのですが、何か書きぶりは考えていただかなければいけないですね。この辺りはいかがでしょうか。

○種部委員 今の意見に大変賛成なのですけれども、報告書の中で何を伝えたいかというと、最初のところは非常にインパクトが大きいところなので、今、おっしゃったように3つでも4つでもいいので、インパクトのあるポイントをタイトルとして出すのも大事だと思います。

強姦罪の見直しについては本当に議論をたくさんしましたし、求められていることだと思うので重要ポイントとして挙げることは納得です。あとは指導的立場の者というのを今、ポイントの一つとして挙げられたのですけれども、本文の中では余りボリュームがないのです。それに対しての具体的なこと、指導的立場にある者からの被害については、潜在化を防ぐということを主に書いてあって、それに対する対策というのはちょっと薄いと思うので、そこをもう少し違う観点で書かれた方がいいかなと思います。ワンストップについては確かに目玉なのですから、ワンストップということに限らず、支援の今までの在り方の問題点を注視した部分が多いと思うのです。例えば被害者への給付金の話ですとか、二次被害の防止とかということを考えると、これはワンストップということで挙げるのではなく、被害者に対する支援とか、被害者支援の問題点とか、そういう形のものとして。

○辻村会長 ワンストップ支援センターの促進を初めとする被害者支援の問題点。

○種部委員 はい。もうちょっと広範囲にわたっていただいた方がいいかと思います。

○辻村会長 では、そこについては修文していただいたものをメールで御審議いただいて、来週までに確定するという扱いでよろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、林委員。

○林委員 今、最初に「強姦罪の見直し」ということを出すとすると、この原稿は5ページ以下で「強姦罪の見直し」の内容として、非親告罪化であるとか、性行為同意年齢の引上げであるとか、構成要件の見直し、女子に対する姦淫、全部入っているわけですね。それを最初に1つの柱とすると、今の「指導的立場にある者による強姦」というのが2つ目の柱になるのだろうかという疑問があります。

私たちが議論したことというのはもっと広いというか、私は、例えば強姦罪の構成要件の見直しであるとか、非親告罪化の方が重要な議論だったと思っているので、今の3つの立て方というのはやや異議があります。

○辻村会長 そうすると、どうしたらいいでしょうか。

○林委員 「強姦罪の見直し」として括弧して、例えば「非親告罪」か「構成要件の見直し」云々というのを入れて、2番目に指導的立場によるというのをやめて、種部委員がおっしゃったような「専門家同士の連携」であるとか、「医療機関の役割」であるとかを入れてはどうでしょうか。私はこの報告書案は非常に内閣府らしい良い報告書案だと思うのです。法務省ではできない、警察庁だけではできないことを提言していると思いますので、一言で表現できるような言葉がないか、知恵を出していただきたいと思います。具体案がなくてすみません。

○辻村会長 強姦罪の見直しのところに括弧して、構成要件とかをはしがきに書くのはちょっと詳し過ぎるかなという感じです。ただ、これまでの報告書にはどこにも出ていなかったことを私たちは長い時間をかけて議論いたしましたので、強姦罪の見直しのところとワンストップ支援センターを初めとする被害者支援のという2つでも構わないと思うのですが、性犯罪への厳正な対処で、とりわけ強姦罪の見直しや指導的立場によるというふうに、書いてもいいかもしれません。啓発活動や加害者対策についても議論したではないかということであれば、もちろん3つにしたり4つにしたりすることは可能かと思いますが。

そこはいかがでしょうか。

どうぞ。

○平川委員 今の御意見に賛成なのですが、被害者側の立場に立ったときには、強姦罪と強制わいせつの分けができないのです。被害者にとっては強制わいせつも性暴力の1つとして非常に深刻な影響を与えるということもあるので私も迷うのですが、強姦罪の見直しということに「強姦罪・強制わいせつ」というのを入れるというのも1つかなと思います。

それから、どこかに、犯罪だけに限って議論してきたわけではないと思いますので、性

暴力という言葉をどこで使うのかということが非常に私にとっては関心の大きなことなのですが。

○辻村会長 実はこここの強姦罪の見直しと、例えば5ページの（1）でまとめてあるものは狭義の177条の話だけではないです。ある程度広くとらえていたということですが、余りはしがきに細かいことを書き始めると繁雑になるということはあります。

ただいまの御趣旨なども踏まえまして、少し事務局の方でお考えいただいて、メール会議でまとめさせていただきます。

ほかに「はじめに」のところはよろしいでしょうか。

私の方で気がつきました点は、1ページのちょうど中ほどに加害者のところを書いてありますこの段落についてです。ここは、性犯罪に対しては個人的問題ではなくて社会的問題として取り組むのが重要だということが書きたいわけですね。そして、加害者への厳正な対処と被害者への配慮と支援体制という3つが書いてある。そして、その加害者に対してのところに「厳正な対処を行うことは、被害者の精神面でのダメージ回復にもつながるほか」と加えていただいたのですけれども、こここの加害者に対してという文案の中にまた被害者の、しかも精神面のことが入ってきますと、この段落自体が個人ではなくて社会的問題としてとらえることを強調していく段落ですので、加えていただいた趣旨は非常によくわかるのですけれども、ここで被害者の、特に精神面のダメージ回復と入れてしまいしますと、逆にその趣旨がぼけてしまう。

ですから、ここはもし書くのであれば「厳正な対処を行うことは性犯罪発生による社会的不安の除去である」とか「再犯防止である」とか、社会的問題があるということを、社会全体として性犯罪を許さないことを示すために必要であるということを書いた方が趣旨が生きるかなと思いましたが、ここはいかがでしょうか。もしそれでよろしければそのように修正しますけれども、いかがでしょうか。

○種部委員 今のところで、今の社会的不安を除去するというか、社会全体として性犯罪を許さないことを示すというのが一番大きな議題だと思うので、この文章の先に持っていたらいいのではないかと思ったのですが。再犯防止よりも多分そちらのインパクトが大きい気がしますので。

○辻村会長 はい。

○種部委員 そちらを一番前に持つていって「加害者に対し、起こした行為に見合った厳正な対処を行うこと」が一番大きな発信であると思うのですが。

○辻村会長 そうすると、再犯防止に資するものというのも書かなければ、すぐにつながるわけですが。

○種部委員 それを抜いてもいいですし、それを重点だと思うのですが。

○辻村会長 「社会不安の除去や再犯防止にも資するものであり、社会全体として性犯罪を許さないことを示すために必要である」という一文に、ここはそういうふうにつなぎますか。

○種部委員 「加害者に対し、起こした行為に見合った厳正な対処を行うことは、社会全体として性犯罪を許さないこと。」

○辻村会長 その後は、社会不安の除去だとか、再犯防止について書きますか。

○畠山室長 それを順番を変えて書くということでおろしゅうございますでしょうか。

○辻村会長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○林委員 今のところの下のパラグラフですけれども「被害者の配慮」となっていますが「被害者への」。

○辻村会長 これは誤植です。「被害者への配慮」です。

それでよろしいでしょうか。

あと、3ページの上から6行目に「国際機関からの勧告」を入れたのですけれども、国際的動向ということを入れました。これとの関係で、実は次の5ページの「強姦罪の見直し」の12行目に「当専門調査会では、状況の変化を踏まえ、国際情勢なども念頭に、改めて必要な調査検討を行うこととした」というのがありますて、ここにも勧告を書くと重なるということで、5ページの方は書かなかったのですけれども、国際情勢の変化と言われてもなかなか何のことかわからないので、3ページの方はこのままにして勧告だけを書いておいて、5ページの方の国際情勢のところは「諸外国の法制度改革など」と少し具体的に、諸外国で強姦罪の見直しをやって構成要件などを変えているよということを書くのはどうかと私自身は考えました。

3ページの書きぶりと5ページの国際的動向と国際情勢というところにも若干関係がありますから、併せて御検討いただいて、何か御意見があればと思いますが、どうですか。

ほかにいかがでしょうか。ないようでしたら、次に進ませていただきますが、よろしいですか。

では、4ページ以下、大きなI、II、III、IVと目次ではなっておりませんので、大きなIのところ、4ページから14ページの性犯罪への厳正な対処のところで何かございますでしょうか。

どうぞ。

○番委員 まず、形式的なことなのですけれども「I 性犯罪への厳正な対処等」という項目の中に「1 関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進」となっていて、その中に「(1) 強姦罪の見直し」と入っています。これは論理的にいかがなものか。つまり、強姦罪の見直しの5ページの上に書いてある「平成16年の刑法改正の趣旨も踏まえ」という閣議決定ですか、第3次計画の中の文言で前の方をお取りになったのでしょうかけれども、運用といったら見直しは出てこないですね。だから、ここははっきりと強姦罪の見直しと書いていただくか、強姦罪の見直しにこの「関係諸規定の厳正な運用と」という項もつけるのか、柱文と合わなくなっていると思う。

○辻村会長 資料編の4ページに基本計画の抜粋がございますので、御覧いただきたいと

思います。抜粋の9分野の「3 性犯罪への対策の推進」とございます。そこに具体的施策のところで、「ア 性犯罪への厳正な対処等」とありますね。その中に①というのがあるのです。①で運用になっています。運用だと結局現行法をそのまま実施するということで、強姦罪の見直しなどは本来は入っていないかのような見出しになっているのですけれども、実は、内容で強姦罪の見直しなど罰則の在り方を検討するとなっているのです。

ですから、①の見出しを飛び越えて強姦罪の見直しということを見出しに出せなかつたというのが、事務局の御説明でした。

それで5ページの上も非常に回りくどい書き方になっております。すなわち、厳正な運用を図ることが必要であるが、運用だけではなくて、規定自体を見直すことが必要となつた場合には、規定の見直しを検討すべきと考えられると、非常に婉曲な表現ですけれども、わざわざ数行がついているというのはそういうことなのです。

一応運用という見出しになっているけれども、規定自体の見直しも必要な場合にはやらなければいけない。だから我々はそれをやつたという論理の構造になっております。

御理解いただけますでしょうか。

○番委員 わかりました。

○辻村会長 私の説明でよろしいですか。

○畠山室長 そのとおりでございます。

○辻村会長 それから6ページの書きぶりについては若干議論しておいた方がいいと思うのです。すなわち、6ページは6本、見解が見られた、見解がある、という書きぶりになつているのです。「こうした見解を踏まえて」、「非親告化が有意義であるとの見解が多く見られた」というこの2行が一応結論といいますか、この調査会の方針というか態度を示した部分なのです。

客観的事実ですので、こういうまとめ方でいいと思うのですが、見解があった、見解がある、見解が多く見られた、ということでは、何か上の6本とまとめである2行が表現においては余り違いがないような気がするので、多数を占めたということをもっと強調した方がいいようですね。

○番委員 これ、読んでいて結構混乱するような中身で。

○辻村会長 このような構成は実は7ページにも同意年齢引上げのところも同じです。

報告書としては少しでもインパクトを強めるためにはこのメンバーで集まつた限定的な検討ではあるけれども、検討の結果は非親告罪化の意見が多数を占めたということぐらいまでは書きたいという気持ちの表れなのです。

ですから、どこまで書くのが妥当かという問題がありますし、多数決をとったわけでもありませんが、流れとしては多数であったと理解していいので、ここで「多く見られた」というか「見解が多数を占めた」ということまで、そういう書きぶりでも構わないと思います。

○畠山室長 書きぶりとしてはいろいろあると思いますが、まさに会長がおっしゃったよ

うに、多数決をとったかのごとくとられるというのも一方でやや気になるところです。

○辻村会長 多数を占めただと、例えば多数決をとって8対7だったみたいな解釈をされても困るのです。そういうことはしていないので。ですから「見解が多く見られた」と書くだけだと、この2行が余りまとめのような感じがしないというところはありますね。

○番委員 私も読み方混乱して読んでいて、その私が言うのもなんですが。

○辻村会長 確かにここは読みにくいのです。回りくどいので。

○番委員 「多く見られた」という言葉遣いが何となく違和感があるのですけれども、「なお、韓国では」以下を一番最後に持ってきて「一方で」というのを今の韓国というところに入れて、その後に「こうした見解を踏まえて」とか「議論を経て」とかという形で。何かこれは順番を変えていただかないと相当読みにくいなと。

○辻村会長 要するに「韓国では」の方は、非親告罪化に賛成意見だということで、賛成意見が6本あって「一方では」が消極意見ということで書いてあって、韓国も積極意見の方に入れて書いてあるのです。ですから、そういう混乱が生じたので、何も記号もついていないですし、ここは訂正したいと思います。

検討を行ったという6ページの1行目の後に「被害者保護の観点等から非親告罪化について積極意見が多数を占めた」と書いて「その理由としては以下のものがあった」で6本全部書く。「これに対して慎重意見もあった」という方がすっきりはしますね。

○番委員 せっかくここで書いていただいているのに、私のように見落としてしまう、誤解してしまう者が出ると困るので。

○辻村会長 「検討を行った」で6ページの下から4行目の「こうした見解を踏まえて」の2行が結論だとすると、6ページの「検討を行った」その結果「検討を行って種々議論の結果、多数を占めた」、「多く見られた」でもいいですけれども、それを結論でぱんと上に出してしまって、その理由として「積極的な見解の理由としては以下のものがあった」で5、6本並べて「これに対して慎重に考えるべきだという留保もつけられた」という方が誤解はないですね。唯一強い表現というか、報告書の態度が出てるのがここと次項ぐらいしかない、後は両論併記で書いてあるだけだとすると、そういうことは書けるかもしれません。これは7ページも同じことです。

○番委員 法律家の場合は結論を先に言うというのが通常です。

○辻村会長 7ページも、検討を行った、そして、議論の結果、以下のような見解が多く見られたでもいいです。その理由としては、以下のような見解が示されたと書いて、一方で、これに対して、慎重に検討する必要があるという議論もあったという書き方で、非親告罪と年齢引上げのところだけ、そういう結論をつけるということでしたね。

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○平川委員 今のところですが、消極的なところで「強姦罪については、不起訴処分となつたもののうち、当該処分となった理由において」というところで理由の1つに「告訴の

取消しが一定程度を占める状況である」ということなのです。これについての資料が、資料の60ページなのでしょうか。告訴取消等。

資料の中に告訴取消等の割合が示されていないのですが、ここはどんなふうになっていますでしょうか。

○畠山室長 割合とおっしゃいますと、不起訴の中での告訴取消の割合は書いてございますが、全体の中での割合ということでございましょうか。

○辻村会長 59ページに告訴取消等で、左側に割合が。

○畠山室長 59ページの方で強姦罪、60ページは強姦致死傷等でございまして。

○辻村会長 59ページにあります。

○平川委員 わかりました。こちらは59ページですね。すみません、見落としていました。

○辻村会長 今、資料との関係が出ましたので、気になったので申し上げますけれども、資料と本文との関係づけというのが本当は欲しいのです。普通は論文などを書くときにここに注をつけて、資料60ページ参照と書きたいのです。それは書かないという方針になつたのですね。

○畠山室長 例えばそれぞれの項目の最後に、関連する資料として書くのは、途中に書くのは読みづらくなるかなというのと、別で使いたいときもたまにありますので、そういう意味から余り書かない方が逆にわかりやすいかなという気がしていたのですが。

○辻村会長 この報告書自体、そういう意味での注がないのです。何ページ参照という割注もないですね。割注もなくて関連資料としてだらだらと資料が羅列されている関係になつていて、せっかく資料をつけたのにどういう趣旨でどの本文に対応するためにこの資料をつけたのかということがわからないですね。前回、とにかく発言にエビデンスが必要なんだということで皆様にエビデンスになるような資料をお出しくださいと呼びかけ、皆さんからいろいろな資料が集まってきたわけですが、そのことも書かれていないですね。

例えばお送りいただいたさまざまな資料が関連資料に掲載されなかつたものもあるのです。

これは全体の形式に関わることですから、でき上がってしまってから皆さんいろいろ御不満が残るということもありますから、ここで形式について御議論いただきたいのですが、注をつけるとか、あるいは資料編との関係をつけるということは不可能だということですか。

○畠山室長 不可能ではございません。どちらが見やすいかという話ですので。

○辻村会長 見やすいだけではないでしょう。見やすいのだったら割注で「資料編60ページ参照」と書けばいいことではないですか。「見解も示された（告訴取消比率については資料編60ページ参照）」と割注で書いておけば済むことですね。

○畠山室長 単純に手間ということはどうでもいいのですけれども、読んだときにいっぱい注が入っていると逆に見にくくなるかなということと、先ほどもちょっと申し上げたのですけれども、資料編を使わずに本文だけ使ったりする場合もありますので、そういう

うときに資料のことが書いてあるとなかなか使いづらくなるかなということも、実際的な話としては懸念はありますが、別に載せることが何か問題あるとかいうことではありません。

○辻村会長 ほかの報告書のつくり方との関係で何かルールのようなものがありますか。

○岡島局長 ルールは特にないと思います。ただ、ホームページに載せたときにページを参照したときにうまくいくかどうか、そういう技術的なところもあると思いますので、少し検討させていただいたらいいと思います。

○辻村会長 検討ですか。ホームページに載せるときにページが・・・。

○岡島局長 ページがずれてしまったりとか、ページがつかないとか。

○辻村会長 ホームページのページがつかないことはよくありますね。だから、資料のタイトルを全部書くのは大変。では、資料1参照とかそれでいいですね。資料編に細目次がないとか、目次はあっても資料番号がないことが気になっておりました。ですから、資料番号、通し番号全部つけていただいて、右肩に全部「資料（1）」、「（2）」とすると、「資料（2）参照」という形で処理できますね。そうすると非常に短いワードで済む。

○畠山室長 検討させていただきます。

○辻村会長 では、それも検討していただくということで、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○林委員 5ページのところの「①これまでの取組」で、平成16年の意見をとりまとめて平成17年の刑法改正に触っています。私は、平成17年当時もこの調査会の委員だったのですけれども、当時の問題意識としては強盗罪の法定刑の下限が5年であるにもかかわらず、強姦罪がなぜ2年なのか、低過ぎるという議論があり、引上げという意見を出したのだけれども、結局強盗罪と同じにはならず、1年だけ下限が上がったという経緯がございますね。

今回、強盗罪の法定刑との比較については、裁判員制度になって、強姦罪の厳罰化が始まったので、余りそのことを言う人がいなくなったのですけれども、私はなおかつ問題ではないかと思っているのです。

この意見書でも9ページの上から7行目のところで「強盗罪等の構成要件及び法定刑との関係で、法定刑を引き下げざるを得ないと考え方方が生じる可能性を認識しておくことが必要」であるということを、暴行または脅迫要件を外すことへの反論としてこれが出てくるのです。ただ、これは関連づけがされていないので、理解するのが読者にとって非常に難しいと思うのです。

もし、これを言うのだったら、まず、強盗罪への法定刑とは何なのかとか、それと暴行・脅迫要件を外すとなぜ強盗との関係で法定刑を引き下げざるを得なくなるのかという説明がもう少し必要だと思います。

それから、平成16年の改正は、有期刑の上限も上がったので、實際には強姦罪の上限も上がったわけです。そのことも本文で入れる必要は仮にないとしても、資料編の方で全然

有期刑の定義がないので、強姦罪というのは3年以上の有期懲役であるといつても、一般の人には理解が難しいのではないかと思いますので、刑法のその部分の条文もこの資料の方には必要だと思います。

○辻村会長 そこはどうですか。御専門のお立場で刑訴法、刑法の御専門の委員からお願いします。

○小木曾委員 その文を出したのは私なのですけれども、必ずしも反対だというわけではありませんで、そういう問題が一方ではありますということを認識しておかないといけないということを言ったわけですけれども、どうして認識しなければいけないかというのはわからないというのは、今、林先生がおっしゃったとおりだろうと思います。

○辻村会長 ここの書きぶりを何か修正することは可能でしょうか。9ページ。

どうぞ。

○木村委員 強盗罪の関係は今回ほとんど議論されていないということなので、林先生がおっしゃるとおりの従来の議論があったかもしれないのですけれども、例えば5ページにそれを書き込むというのは難しいのかなという気がしています。

9ページの今の点なのですけれども、これも強盗罪と完全にリンクしてというわけではなくて、暴行・脅迫要件が外れてしまうと法定刑が低くなってしまう恐れがあるということの指摘なのかなと思いますので、同じになるかどうかではなくて、相対的に見てだと思うのです。

ですから、これは書きぶりをちょっと変えていただいた方がいいかもしれませんけれども、法定刑の観点が重要だというのはどこかで残しておいていただけるとありがたいと思います。

○辻村会長 これは、暴行・脅迫要件を除いて純粋な自由に対する罪という保護法益、自由に対する罪だとすると、ほかの犯罪との関係で法定刑論争が出てきて、法定刑を引き下げるという議論まで出てくる可能性がある。法制審議会などではその可能性もあるという御指摘ですね。

○木村委員 そのとおりです。

○辻村会長 そのことがわかるような書きぶりになると「暴行・脅迫要件を除いて純粋に同意のみに基づく自由に対する罪とした場合に、法定刑を引き下げるを得ないという意見も生じる可能性がある」という趣旨ですか。

○木村委員 注意すべき点としてそういうことがあるということだと思います。

○辻村会長 要するに、これを書きになったのは暴行・脅迫要件を外すことに反対だという趣旨ではないんですね。だけれども、こういう反論が必ず出てくるという御指摘で、それに対する対応、理論的な理論武装が必要だという趣旨ですね。

それでは、強盗罪のところを、強盗罪を取ってしまって「法定刑との関係では、暴行・脅迫要件を取り払った場合に法定刑を引き下げるを得ないという意見が生じる可能性がある」ということにしておきますか。ここで確かに唐突に強盗罪が出てくるとわかりにく

いということがあるかもしれません。

判例のところに最高裁の判例で、強盗がちょっと出てきていましたけれども、どうしましようか。

これはいかがですか、小木曾先生。ここを今の法定刑との関係では、というところでよろしいのではないですか。

○小木曾委員 それでいいと思います。

○辻村会長 では、そうしましょう。

64ページの昭和24年の最高裁の判例ですが、これは最大判ではないですね。大法廷ではない、小法廷の判決ですね。

○畠山室長 そこは確認していないのです。

○辻村会長 判例集を書くときに最大判か、最一小判、二小判まで書いて、刑集の巻号、ページまで入れていただくようにお願いをしたいと思います。

これは「強盗強姦罪は強盗たる身分を有するものが、強姦をする犯罪であり」と書いてあるのですが、この判例が性的自由が保護法益になった先例となった判例なのですか。

関連判例で出したかったのは、性的自由を保護法益とするということが判例・通説になっているということが何回も本文に出ておりますので、その資料として、エビデンスとして、判例を挙げたわけですね。この判決でいいか法務省からも情報をいただいて、確認してください。

○畠山室長 もう一度確認します。

○辻村会長 ほかにいかがでしょうか。

○平川委員 今のところなのですが、昭和24年5月10日の判例の資料なのですが。

○辻村会長 下から2番目ですね。

○平川委員 「相手方の抗拒を著しく困難ならしめる程度のもの」とは、この資料をどんなふうに見るかという位置づけがよくわかりません。これがあるから被害者の方が本当に告訴も大変なんだということになっているのですけれども、そこは反対に読まれたら、こういうことがあるんだから被害者の人もよく知っておきなさいみたいな流れになると困るなと思って。

○辻村会長 ここは報告書本文の8ページの判例・通説ではこの程度のもので足り、というふうに書いてあると解されているという本文がありますから、その根拠を判例・通説ではと書いてありますからどの判例だというのを書いていただけですね。

○畠山室長 はい。それに対する御意見として、8ページの下の方の「この要件については」というところを。

○辻村会長 ですから、ここも判例・通説でというところに資料何番と書けば、このために出てきたんだということがわかりますね。それをやらないと、確かに関連判例だけずっと並べてあって、それをどう解釈しろというんだということになりますから、やはりそうしましょう。そうすると、ここの証明です。平川委員、これでよろしいですか。

○平川委員 はい。

○辻村会長 それに対する反論は本文であります。

ほかにいかがでしょうか。

○林委員 今、判例の話が出たので、ここで本文から離れて申し上げますが、強姦罪についての代表的な判例を出すとき、ここにリストアップされたもので良いのかどうかということは検討する余地があるのではないか。これはむしろ木村先生とか小木曾先生とか御専門の方におっしゃっていただく必要があると思うのですが、特に2番目は補足意見だという話で、多数意見ではないわけですね。

例えば数年前の千葉県の事件についての最高裁判決など、過去5年ぐらいにジェンダー視点から見て問題がある判決が出ているのではないかということなので、ここにある判決を挙げることには私は賛成はできません。むしろ、「今の著しく反抗を抑圧する」などというのは本文で括弧をして入れてもいいぐらいの話で、ここで昭和24年判決を出す必要もないのではないかと思います。

○辻村会長 ただ、判例としてはこれだということでしたら、昭和24年の判例が生きているんだということはどこかで書いて、補足意見なら補足意見と書かなければいけないでしょう。

○畠山室長 わかりました。それについての論評は立場上難しいと思いますが、事実としてそういう判例があったということについては載せ得るのではないか。

○辻村会長 それに関連する判例ということですから、関連判例としてまさに昭和24年ぐらいの古いのばかり並べて、今でもこれですよという態度ではないわけで、それに対する批判的検討ということも我々はやったわけですから、最近のを入れてはどうですか。

どうぞ。

○木村委員 これはこれで意味があるというのはそのとおりだと思いますし、新しい判例も意味があると思うのですけれども、どれをピックアップするかという議論をここではしていないということなので、もし挙げるとしても、そういう注つきというか、そういうものであるとしておかないと、何か非常に恣意的な議論をしているように見られてしまっても嫌だなと思うので、そこは取り上げ方は十分注意する必要があると思います。

○辻村会長 ただ、その点を留保した上で、例えば一般的な刑法の教科書などで取り上げられている主要な判例という了解でよろしいのではないかと思いますので、ここに取り上げるべきものとして何かほかに主要なものがあれば、もう少し挙げてもいいかと思います。

○木村委員 判例を取り上げるといつても大分位置づけが違って、言わば定義のためのというか、どうしてそういう言い方をしているのかという根拠ですね。最近の動きというのはまた別のものなので、それはかなり慎重に扱う必要があるかなと。私は賛成、反対ではないのですけれども、この報告書自体が変な目で見られても嫌だなと思います。

○辻村会長 その点はいかがですか。

○林委員 むしろそれだったら判例はない方がいいのではないか。定義にかかる部分は

本文に入れようと思えば入れられることなので、著しくというのが入っている單なる記述という、そこだけの問題かなと思いました。

先ほどの8ページの個別の状況、年齢であるとか場所的状況、8ページのウの第2パラグラフです。これも一応判例からとっきてている言葉だと思うので、こういったところも「諸般の事情を考慮して客観的に判断される」という部分は何かエビデンスが必要かとは思います。しかし、末尾に判例という形で出しても、平川委員のおっしゃるとおり、法律家ではない人がそれを読んで、そこに書いてあることと個別の事件の被害者の置かれた状況をどうリンクさせて理解するかわかりづらいのではないかと思います。

○辻村会長 ただ、本文にいろいろ判例とかを書くとまた繁雑になりますね。

○畠山室長 資料として、おっしゃったように注をつけていくのであれば、本文の中に、最後の方に注としてやや小さい字でも書くとか、そういう整理は不可能ではないと思います。

○辻村会長 どうぞ。

○番委員 判例から言葉を取り出していくのだったら、その本文のところに最判何とかと記載すればいいことで、こういう判例を関連判例という形で載せるのはちょっと違う。ただ、最近の最高裁判例、あちこちで批判された判例を載せてしまうと全然これとは違う性格だから、それは事実認定の問題とか経験則の問題とか、そういうところの問題なので、あれだけぼんと載せるのもおかしい。木村先生と同じように慎重にするべきではないかと思います。

○辻村会長 そういたしますと、定義に係るところは本文にかぎ括弧で入れて、判例については割注で入れていくという形に処理をして、資料編に関連判例を載せることはやめるということにしますか。

○畠山室長 わかりました。

○辻村会長 それでは、そうしましょう。

ほかにいかがでしょうか。あとは10ページに「カ その他」という項目があります。たくさんいただいた要望書にもいろいろな論点が出てきておりまして、例えば男性被害者についての実態が現時点では必ずしも明らかではないため、今後も調査検討する必要があるとか、山田委員からも男性被害者のこととか言われていますので、ここに書き込めなかつたことを、どういう意見があったとかいうことでしたら意見があつたものはみんな書いておけばいいと思います。男性被害者的事情を全然今まで書き込めなかつたので「カ その他」のところに「今後検討する必要があるとの見解が示された」と書くのでしたら客観的な事実ですので、そういうことも追加しますか。どうしましょうか。

○山田委員 平川委員に賛成意見も前回いただいたので是非「男性被害者に関する調査検討を行うべきという意見も見られた」で結構ですので、とにかくそれが入っていることが重要ですので、よろしくお願ひします。

○畠山室長 強姦罪の見直しということもありますけれども、恐らく被害を受けられた方

のフォロー全般ということだと思いますので、いただいたお話をどこで書くのか、例えば終わりに書くか、そういうことも含めて検討させていただければと思います。

○辻村会長 今のところですけれども、男性被害者の話ですね、強姦罪についてのその他で書くか、「おわりに」に飛びますが、29ページが割と短くなっていますので、今後の課題をもう少し「おわりに」のところに列挙しておくということもあるかも知れないと思いましたが、ここはいかがですか。ここではセクシュアル・ハラスメント防止対策や、被害者の人工妊娠中絶の在り方などが出てくるのですけれども、それだけでいいかということがありまして、今の男性被害者の話であるとか、性暴力に関連する特別法の制定に関わる問題であるとか、あるいは裁判員制度の見直しのところを、今後の課題として強調しておく。男性被害者の話、特別法の話、裁判員制度の見直しの話など、我々の議論の中では随分出てきていたと思うのです。

今のが「カ その他」のところも関連して、男性被害者のはどこで書くといいですか。

○山田委員 余り検討もされていませんので、これからのことろで今後調査検討が必要であるというところを「おわりに」でまとめて述べていただければ。

○辻村会長 では、今後の課題としてそういった問題があるということを、次の調査や報告書につながるような形で指摘しておくということでいいですか。

○阿部委員 せっかくそこまで話が進みましたので「男性や性的マイノリティの被害者など」と入れていただくと範囲が広くなると思います。

○辻村会長 そういう問題もある。そうしたら、ここでついでに29ページを開けていただきましたから、裁判員制度の見直しのことももう一回出てきてもいいのかなと思ったのですけれども、ここはいかがですか。裁判員制度のことは20ページに「ア 捜査・裁判手続における負担軽減」のところで下から2つ目の段落で出てくるだけなのです。ですけれども、全体にわたって議論はあったことはあったのです。

○番委員 できれば入れておいていただいた方が。

○辻村会長 今後の課題としてはかなり大きな課題になっていくだろうと思われますので「おわりに」のところで積み残しとして書けるのであれば書いたらどうかなと思いました。裁判員制度と男性、性的マイノリティ被害者のことぐらいはよろしいのではないかですか。

ほかにいかがでしょうか。

○種部委員 そこに飛んでしまったので、先に29ページのところでもいいですか。

○辻村会長 時間のこともありますので、全部。

○種部委員 「人工妊娠中絶の在り方」ではなくて「中絶に関する承諾の在り方」だと思うのですが。一言入れていただいたのはありがたいと思うのですけれども、人工妊娠中絶は暴行・脅迫による妊娠であっても配偶者の署名が必要というところが問題だったので、少し具体的に次の課題として取り上げていただければと思います。

○辻村会長 ここは第9分野の課題と書いてあるのですが、人工妊娠中絶の話とリプロダクティブ・ライツの方の女性に対する健康のところの話題ではないかと通常思ってしまい

ますので、ここは「被害者の」という言葉を入れないといけないと思いました。

○種部委員 被害者の場合には、通常の人工妊娠中絶とは全然意味合いが違うわけですし、そのために。

○辻村会長 「被害者の人工妊娠中絶の承諾の在り方など」としましょうか。

○種部委員 具体的に書いていただければと思います。

○辻村会長 「承諾の在り方など」と、ここはしておきましょうか。

どうぞ、番委員。

○番委員 もう次いいですか。

18ページの関係機関のネットワークのところで、ネットワークづくりが大変大事だというのはそのとおりなのですけれども、2段落目「関係機関においては、専門家の育成が必須であり、弁護士、臨床心理技術者」、臨床心理技術者という言い方は私は余りよくわかりませんけれども「看護師等を対象に」というのですけれども、弁護士ときたらまず医師、これがどうして飛んでしまっているのか。医師、臨床心理士という感じなので、そこに入れていただくべきではないかと。

○辻村会長 弁護士、医師、臨床心理士ですか。

○番委員 臨床心理士は国家資格ではなくて狭くなってしまうので、心理技術者となさったのですね。精神保健福祉士とかいろいろな方たちがいらっしゃいますものね。何と言つたらいいのですか。この言い方は言うでしょうか。でも、臨床心理士としてしまうと狭いので、そこは気をつけていただきたい。

それから、20ページの一番下のレイプシールド法の問題で、これは確かにこれから大きな問題になると思うのですが「いわゆる売春婦にとって重要な措置」、ここは見ただけで非常に違和感がありました。どきっとしてしまいました。

○辻村会長 これはどうしましょうか。

○番委員 何か違う言い方で。

○辻村会長 ここは重要な措置で。ここはやめましょう。ここを切って「法律が導入されたことを参考にすべきである」と簡単にしましょう。

それで、最後の「おわりに」のところで性犯罪に係る特別法の制定というのを、性暴力禁止法にならぬか防止法なのか、そういうことを明確にするのではなくて、レイプシールド法とかも全部含める形で特別法の検討みたいな形で入れたらどうかと思ったのですが、そういうのは書かない方がいいですか。

○番委員 レイプシールド法は重要な問題になっています。

○辻村会長 今後の課題としては重要な問題ですね。ですから「性犯罪に係る特別法の制定問題なども課題である」という形で1行入れたらどうですか。

○畠山室長 制度的な課題がいろいろあって、それについても特別法とか一般法とかいうと、具体的なものがイメージされているのかという話になると思うので。

○辻村会長 されているのではないですか。刑法を一般法とした場合に、特別法と言えば

わかるのではないですか。

○畠山室長 刑法という意味ではそうなのですけれども、それ以外の被害者救済の仕組みについても恐らくイメージされていると思うのですけれども、そうした場合に一般法は何なのかという話もあると思うので、何か「制度について」、あるいは「法的に必要な制度について」ということで書く方がまだ。

○辻村会長 「性犯罪に係る法制度の今後の改革について」とか、そのようにしておきますか。何らかの形で「おわりに」に入る。レイプシールド法の検討みたいなことも含めた文言を入れるということです。

ほかにいかがでしょうか。

○竹信委員 どれでもやっていいと言ったので、メディアのところを忘れないうちに言っておきます。私もきちんと勉強しきっていなくて申し訳なかったのですけれども、2点あって、1つが27ページですけれども「記者に対する研修で性犯罪被害を取り上げる」というか、これは性犯罪被害への報道の在り方というか、適切な報道について取り上げるという。

○辻村会長 27ページの下から3行目ですね。

○竹信委員 被害を取り上げればいいというよりは「性犯罪被害の報道についての適切な在り方」とかにした方がいいかなとか、わかれればこれでいいのですけれども、どうですか。

○辻村会長 すみませんが、また文言を考えていただいて事務局に送ってください。

○竹信委員 もう一点が「取材の手引の作成など」と事例にもう一つ入れてほしいのです。ただ研修だけでは足りないと思いますので、いつも持っているということが必要です。

それから、もう一つが28ページですけれども、一番最後の辺りで「他の分野と比較して女性の政策・方針決定過程への参画が遅れている点を踏まえ」とありますが、他の分野というのは日本はどの分野もかなり女性の参画が低いので、この頭記を見てもわかるように必ずしも記者だけが極端に低いわけではないので、クレームがつく可能性もあるので、ここは例えば「他の先進諸国」とかにしていただくとか。それから、参画が遅れているというところに「女性の参画については増加傾向にあるものの」と入れて「先進諸国と比較して女性の参画がなお低い水準にある」と変えてはいかがでしょうか。

これで見ますとアメリカでも記者、リポーターは48%と半数近くになっていますが、アナウンサーが11%とか、各国によってどこが多いかが分野別にかなり違っているのです。スウェーデンでも記者は日本と同じぐらいで15%になっているというところがあるのですが、一方でスウェーデンはテレビ関係が44%ということです。4割ですね。

なので、先進諸国はどこかの部分が3割突破しているところが随分あるのですが、日本は1個もないのです。だから、全般にものすごく低い感じになってしまって、意思決定に反映されにくいことになっているという事実があると思いますので、このところを「他の先進諸国と比較して女性の参画がなお低い水準にある点を踏まえ」とえた方がいいのではないかという点です。

○辻村会長 ありがとうございました。それでまた割注で資料の何番参照でここを参照すればちょうどいいですね。

その文言については確認をしていただいて、お願いします。

そのほかいかがでしょうか。

どうぞ、原委員。

○原委員 16ページの「① これまでの取組」のところなのですが、もしよろしければ、本日7月2日から佐賀県でも性暴力被害者支援事業を始めることになりました。公的な機関を中心に被害者支援をするということで、取組としては目新しいものもありますので、紹介と一緒にここでもS A R Cの下に入れていただけたらと。詳しい内容についてはまたお知らせしたいと思います。

それに関連して、課題がいろいろ見えてくるのですけれども、例えば25ページの「② 検討内容」の一番下の段落、佐賀県の支援制度としては、明確な被害届の提出の意思を要件とせずに治療費の負担ができるようにしているものなのですが、これは警察の公費負担制度との比較考量も重要になっていて、バランスをとらないと同じ地域で支援のバランスがとれないということも起きますので、そういうことも少し突っ込んで書いていただけたらと思っています。

○辻村会長 わかりました。そこはまた文言を調整して送ってください。

ほかにいかがでしょうか。

○種部委員 今のところの追加でいいですか。

25ページの今、おっしゃっていたところなのですけれども「被害届提出の意思を必ずしも要件とせずに治療費」になってますけれども、診断も含めてだと思うので「診断・治療費」としてください。

あと「② 検討内容」のところに、公費のいろいろな条件が違っているということのところにH I Vのこととか再診に関してのことの理論武装がしてあるのですけれども、そうではない、例えば治療費を対象にするかどうかは、体に後遺症を残すかどうかの大きなポイントになってくるので、文章を書いて送りますので追加をしてください。

公費負担制度の中で治療費を負担しない県がとても多いのです。ですから、多分最初のときに申し上げたと思うのですけれども、早期に治療しなければ後遺症を残すという時期に適切なケアをということを一言入れたいので、お願いします。

○辻村会長 ありがとうございました。

ここも表現を検討していただいて。お願いします。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○林委員 12ページなのですけれども、2段目のところで「証拠保全と証拠採用に関しては」、「裁判に際し、証拠として活用できるようにすることが課題であり、早急にルール作りの検討が行われることが求められる」とありますが、私はこれを読んでいてどういうル

ールのことを言っているかがよくわからなかつたので、御説明をお願いします。

私は、来週予定されているらしい予備日の会合に出られませんので、今日申し上げてしまふと、資料の方に議事録がついています。もちろん御発言された方の了解をとつた上でしようから問題は全くないとは思うのですが、巻末の資料で議事録がついているというのがどうなのでしょうか。今まで例があるのでしょうか。

学術論文として発表されたとか、公的な機関の統計ではなく御発言内容をそのまま速記録でつけるということがいいのかどうか、読みやすさという点からも気になりましたので、その点御意見を申し上げます。

○辻村会長 いかがですか。

○畠山室長 まず1点目の「早急にルールづくりの検討」ということでありますけれども、ここにつきましては、裁判に対しての証拠性ということについて、最初に駆け込んだ産婦人科医等について、どこまで問題意識を持ってそれを採取しているかということが、まだ産婦人科の方でも徹底されていないと思いますし、主に警察だと思いますけれども、そちらの方からも具体的なものというものがそれほどないのではないかという問題意識に立っていまして、そういったところ、警察と産婦人科医の皆様方と連携をとつて、こういうものであれば証拠として成立するからそういうものをしっかりと保存してもらうようなルールをつくってもらえばという思いで書いておるものでございます。

2点目の議事録を載せているものについて、確かにやや長文にわたつてこういう資料がついておるということですけれども、つけた趣旨としましては、特に外国についてさまざま御紹介いただいたものがありますけれども、それがどういう形で資料に反映したらいいかということを考えました結果、ただ提出された資料をそのままつけてもわかりにくいのではないかということで、議事録の抜粋ということになつてしまつたのですけれども、外国の実態ということを理解していただく参考にということで、外国について紹介された方の議事録を載せているという理解でございます。

○辻村会長 その点について、私も疑問に思つておりましたので、外国の制度の紹介であれば関連議事録という形ではなくて「外国の制度」というタイトルにして、もう少しアカデミックな形にできないかと思います。これは資料ですから原典を入れても全然構わないと思うのです。もしあれば、韓国なら韓国のが書いてある文献を、少しきちんとした形で書いた方がいいでしょう。その韓国の制度についてより詳細に、説明した文献はこれであるという形で文献紹介のような形でここに書き込んでもらうというのもいいかと。議事録だけだと何か唐突な感じがします。

どうぞ。

○番委員 21ページの「イ 弁護士による支援の充実」というところなのですけれども、今後もっと支援を充実させていかなければいけないという意味合いで、書きぶりには少し疑問も感じますが、これでいいかと思うのですが、最後の行なのですが「女性弁護士の全国への配置が特に重要であり、関係者の努力が望まれる」。弁護士は自分で所属を決めるの

で、関係者が幾ら努力しても配置は無理なのです。全体として女性弁護士の割合が増えるのを期待するぐらいしかなくて、確かに精通弁護士名簿というのを法テラスが持っていて、それは女性がゼロ地区は何とか1人してくれ、2人してくれということで、今、ほぼなくなったのだと思うのですが、もともとが本当に女性の弁護士の人数が少ないところは少ないので、余り「関係者の努力」と書かれてもだめだと思うのです。だから、重要であるでいいのではないでしょうか。

○岡島局長 正確な名前は忘れてしまったのですが、弁護士会ではなく、法テラスは法務省なのですが、弁護士会の下でひまわり基金ということで、女性弁護士ができるだけ全国に配置するという努力をしていただいているので、それを記載しております。

○番委員 ちょっとその発想は読んだ人からは生まれないと思います。ひまわり基金というのは公設事務所で過疎地とかに行くのですけれども、そのときに女性を中心にしてですね。でも、被害者の支援に精通している弁護士となると、ぱっとみんなが思い浮かぶのは法テラスの名簿だったりして、そのときの話というのは余りひまわりとかというのには出てこなくて、こういう書き方は実情と合わないのかなという感じはします。

○辻村会長 では、検討をお願いします。

時間が大分迫ってまいりました。あとお一方ぐらいで。

どうぞ、原委員。

○原委員 先ほどの林委員からの質問にあったルールづくりのところなのですけれども、私が意見を言ったところなのですが、私が把握しているところでは、捜査機関以外のところで医療機関のみで証拠採取されたものが裁判に活用されたという事例はないと把握しておりまして、実際、せっかく証拠採取をしてもそれが証拠にならなかつたときに逆に訴えられてしまうとかいうことも考えられますので、そういう意味では何らかのルールづくりのようなものをしておかないと、せっかく採取しようというのが意味がなくなってしまうというところで、早急なルールづくりが必要なのではないかという意見を入れたのです。

○林委員 そうしますと、そういうところで採取されたものは証拠として採用されるべきだという刑事訴訟法の改正とか、そういったことをイメージされているのですか。

○原委員 そうです。それが証拠として必要である、使えるということはもちろん後から被害申告をすることもありますので、そういうことは必要だと思います。

○辻村会長 どうしましょうか。これも検討を。どういう書きぶりにするか御意見をいただいて、事務局と3者でメールのやりとりをしてください。

ほかにいかがでしょうか。大体こんなところですが、まだ1週間余裕がございますので、また変わる可能性もあるということですね。

○畠山室長 段取りとしまして、内閣府内の必要な手続というのもございますので、そういうことも場合によっては影響があるかもしれません。

○辻村会長 これから種々必要な手続をおとりいただくということでございますので、この内容と変わった場合にはまたメールで皆様にお送りして、それについて御意見を伺って、

7月9日にできれば確定案のようなものを提出し、最後の討論をしてまとめてゆきたいと思います。気がつかれた点がありましたらまたメールででも事務局の方にお伝えいただいて仕上げていきたいと思います。

それでは、第65回、前回の議事録の公開についてお諮りします。お手元の資料3ですけれども、この議事録をホームページに公開してよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○辻村会長 ありがとうございました。それでは、そのようにお願ひいたします。

では、閉会しますが、次回の専門調査会について事務局から御連絡お願ひいたします。

○畠山室長 ありがとうございました。

いただきコメント等でございますけれども、来週9日が次回の会合でございますので、恐縮でございますけれども4日までにお気づきの点等をいただければ幸いでございます。また、それを受けまして、修正等で御覧いただくことになると思いまのでよろしくお願ひいたします。

次回は7月9日、場所はこの場所で同じでございます。時間10時半からも同じでございますけれども、所要時間が1時間半を予定してございます。12時までということでございます。次回も報告書案についての検討を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○辻村会長 ありがとうございました。

この報告書が終わった後、任期がある来年までの検討課題についても、もしお考えのことがありましたら考えてきていただいて、御相談したいと思います。

では、本日は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。